

平成23年7月1日以降の福祉医療費助成制度

Table with 4 columns: 制度, 対象(※1), 所得制限基準, 一部負担金(※3). Rows include 老人医療, 乳幼児等医療, 障害者医療, 母子(父子)家庭等医療, 高齢障害者医療.

(※1) 各制度において、その他の要件あり。詳しくは問合せを
(※2) 住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除については控除前の所得割額で判定します
(※3) 老人医療費助成制度を除く一部負担金は、同一医療機関につき1カ月の金額です
(※4) 受給者証が交付されるのは、後期高齢者医療制度の被保険者のみです

窓口の負担が変わる場合も

福祉医療費助成制度のお知らせ
今年6月末で経過措置終了

市は、「福祉医療費助成制度」として、老人、乳幼児等、障害者、母子(父子)家庭等、高齢障害者の各医療費の助成制度を設けています。左表参照。
老人医療費助成制度は、改正法令等の施行が予定されていたことから、受給者証の有効期限が平成23年3月31日までに近づいています。4月1日以降も引き続き受給資格のある人は、23年6月30日まで有効の受給者証を3月末までに発送します。
また、21年度の制度改正時に設けられた所得制限での経過措置が23年6月30日で終了します。
各制度について、次の人は7月1日以降、助成の対象外になります。受給者証も交付されません。
23年7月1日以降は助成対象外になる人
《老人医療費助成》
現在、老人医療費受給者証の経過措置区分に該当する人については、7月1日以降に医療機関等で受診する際、窓口での負担割合が3割(未就学児は2割)になります。詳しくは次のとおりです。
問合せは医療年金グループ(0798・35・3131)へ。
《乳幼児等医療費助成》
現在、乳幼児等医療費助成を受けている人のうち、扶養義務者の23年度の市町村民税所得割額(※)が23万5000円以上の人。ただし、1歳誕生日の末日までは所得制限がないため、受給の対象になります。
《母子(父子)家庭等医療費助成》
現在、母子(父子)家庭等医療費助成を受けている人のうち、扶養義務者の23年度の市町村民税所得割額(※)が23万5000円以上の人。
《障害者医療費助成》
《高齢障害者医療費助成》
現在、障害者医療費受給者証または高齢障害者医療費受給者証の一部負担金割合が「外来1日900円まで(月2回)、入院1割負担3600円まで」となっている人で本人・配偶者・扶養義務者の収入や世帯構成等に変動がない人、または23年度の市町村民税所得割額(※)が23万5000円以上の人。
《母子(父子)家庭等医療費助成》
現在、母子(父子)家庭等医療費助成を受けている人のうち、本人・扶養義務者等の23年度の市町村民税所得割額(※)が23万5000円以上の人。
(※) 住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除については控除前の所得割額で判定します

保健所からのお知らせ
◆感染性胃腸炎の集団発生についてのおわび
2月16日に北口保健福祉センターで実施した4か月児健康診査において、感染性胃腸炎が集団発生しました。受診者とご家族の皆さんにご迷惑とご心配をおかけしたことをおわびし、再発防止に努めます。
◆3月24日は世界結核デー
予防のポイントは次のとおり。
問合せは保健所健康増進グループ(0798・26・3675)へ

委員を募る
西宮市食育・食の安全安心推進会議
市は、「西宮市食育・食の安全安心推進会議」の公募委員を募集します。
この会議は、平成22年3月に策定した「西宮市食育推進計画」の推進と評価、次期計画の策定作業を進めるものです。
詳しくは保健所健康増進グループで配布するお知らせか、市のホームページ(アドレスはペーシ下参照)の「健康」の「健康づくり」の中の「健康」の「健康づくり」を「食育」をご覧ください。

市内で鳥インフルエンザウイルスを確認
慌てずに冷静な対応を
2月22日、西宮市今津西浜町の海岸で発見された死亡野鳥(カンムリカイツブリ)から、強毒性の高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)が確認されました。
日本ではヒトへの発病事例は確認されていません。市民の皆さんは冷静な対応をお願いします。
通常の接し方では感染せず
鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。
【対象】平成23年3月10日現在、20歳以上の市内在住・在勤者(本市の他の審議会等の委員、市職員、市議会議員を除く)
【募集人数】2人
【任期】2年間
【応募方法】所定の応募用紙と「食を通じた人づくりまじり」をテーマにした作文(A4サイズ、800字程度)を郵送かEメールで、4月8日(必着)までに保健所健康増進グループ(〒662-0855江上町3-26-20798・26・3697)vo.zoshin@nishi.or.jpへ。
【選考方法】書類審査と面接

4月1日から要件変更
国が指定する業種に該当し、特に売上げが減少している等の市内の中小企業者に対して認定する「セーフティネット5号認定」の要件が4月1日から変更・一部削除されます。
【月額使用料】いずれも1人当たり▽2人使用…4万9100円以上▽夫婦使用…5万2100円以上▽1人使用…6万2000円以上

市営住宅入居者募集
市は、市営住宅の新規入居者を募集します。
【要件変更点】変更…直近の3カ月の売上高平均額と、前年同期比の減少率が「3%以上から「5%以上」に▽削除…要件ハ(利益率の減少)、要件ニ・ハ(新型・鳥インフルエンザの影響)、要件ホ(売上高直近3カ月と2年前同期比での減少)
【問合せ先】産業振興グループ(0798・35・3326)

市から
メインメニュー
市立軽費老人ホーム「雅楽荘」は6畳1室(約10平方メートル)の居室への入居者を募集します。
【要件変更点】変更…直近の3カ月の売上高平均額と、前年同期比の減少率が「3%以上から「5%以上」に▽削除…要件ハ(利益率の減少)、要件ニ・ハ(新型・鳥インフルエンザの影響)、要件ホ(売上高直近3カ月と2年前同期比での減少)
【問合せ先】産業振興グループ(0798・35・3326)